

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」 に係る事務局の募集について(公募要領)

平成21年5月

環境省

経済産業省

総務省

※本公募は、平成21年度補正予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめ御了承願います。

環境省・経済産業省・総務省では、グリーン家電普及促進基金の設置・管理を行う法人から委託を受けて、「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」を実施する事務局の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

公募要領目次

- I. 「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」事務局公募要領について
 1. 総則
 2. 業務内容
 3. 予算額等
 4. 参加資格
 5. 説明会の開催
 6. 企画書募集に関する質問の受付及び回答
 7. 企画書等の提出書類、提出期限等
 8. 企画提案会の開催
 9. 審査の実施
 10. 契約の締結等

- II. 「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」事務局設置運營業務の概要
 1. 業務の目的
 2. 業務内容

- III. 企画書作成事項
 1. 業務に対する理解度
 2. 業務実施方法等の提案
 3. 業務実施フロー
 4. 業務実施体制
 5. 業務実績

- IV. 「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」事務局設置運營業務に係る企画書審査の手順について
 1. 外部評価委員会による審査
 2. 企画書の審査方法

- V. 「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」事務局設置運營業務に係る企画書等審査基準及び採点表

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」事務局公募要領

1 総則

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」事務局設置運営業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

なお、本公募は、平成21年度補正予算の成立が前提となる。このため、今後、内容等が変更となる場合がある。

2 業務内容

本業務の内容は、別添1「『エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業』事務局設置運営業務の概要」のとおりとする。

3 予算額等

業務の予算額は、「グリーン家電普及促進対策費等補助金交付要綱」により、基金が設置された法人との契約に基づき、同基金（2,946億円（消費税及び地方消費税額を含む。））を限度として決定される。なお、業務に必要な経費のうち事務経費は可能な限り合理化することに努めるものとする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募要領の交付を受け、説明会に参加した者であること。

5 説明会の開催

- (1) 日時
平成21年5月11日（月）14時～
- (2) 場所
経済産業省 別館513会議室
東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
環境省総合環境政策局環境経済課
FAX：03-3502-0642
E-mail：GKADEN@env.go.jp

(2) 受付方法

電子メール又はFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。（電話、来訪等による問合せには対応しない。）

(3) 受付期間

平成21年5月13日（水）までの平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

(4) 回答

平成21年5月15日（金）17時まで、説明会参加者に対してFAXにより行う。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類（別添様式）

① 企画書（別添2「企画書作成事項」による）

② 経費内訳書

「『エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業』事務局設置運營業務」を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成21年5月21日（木）12時

② 企画書等の提出場所

6（1）に同じ

③ 提出部数

ア（1）① 15部

イ（1）② 15部

ウ（1）③ 15部

④ 提出方法

持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。（提出期限必着のこと。）

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「『エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業』事務局設置運營業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場

合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、総務省、経済産業省及び環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

8 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者のうち必要に応じて行う書面審査を通過したものに対して平成21年5月22日（金）17時まで連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

9 審査の実施

- (1) 審査は、「『エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業』事務局設置運營業務に係る企画書審査の手順」（別添3）及び「『エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業』事務局設置運營業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添4）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

10 契約の締結等

本事業に係る契約は平成21年度補正予算の成立が前提となる。

本契約は、「グリーン家電普及促進対策費等補助金の募集について」により選定された基金設置法人との間で締結する。なお、企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、契約手続の完了までは、基金設置法人との契約関係を生ずるものではない。

基金設置法人は、契約候補者から見積書を徴取し（予定価格の制限の範

団内であることを確認し)、契約を締結する。なお、業務の実施に当たっては、総務省、経済産業省、環境省及び基金設置法人との間で業務実施に関する契約を締結し、円滑な事業の推進のため万全を期すものとする。

(別添1)

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」
事務局設置運營業務の概要

1. 業務の目的

グリーン家電普及促進対策費補助金及び省エネルギー型地上デジタルテレビジョン普及加速対策費補助金（以下「補助金」という。）を総務大臣、経済産業大臣、環境大臣が定める基金設置法人に交付してグリーン家電普及促進基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、省エネ性能の高い家電製品（以下「グリーン家電」という。）の購入に対しエコポイントを付与する等の事業を行うことにより、グリーン家電の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図ることを目的とする。

2. 業務内容

グリーン家電普及促進基金の設置・管理を行う法人（以下「基金設置法人」という。）から委託を受けて、エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業を実施するものとする。

(1)定義

- ア 「エコポイント・システム」とは、グリーン家電の購入に伴いエコポイントが付与され、そのエコポイントを商品又はサービスに交換することができるシステムのうち、全国の複数の事業者が参加できるプラットフォーム形式を持つものをいう。
- イ 「家電製造事業者」とは、(2)の対象製品を製造する事業者をいう。
- ウ 「家電購入者」とは、国内で(2)の対象商品を購入して使用する者をいう。
- エ 「家電販売事業者」とは、家電量販店、小規模家電販売店、無店舗型販売店等の国内で家電を販売する事業者をいう。
- オ 「指定交換商品等」とは、(5)で定めるエコポイントと交換できる商品及びサービスをいう。

(2)対象製品

エコポイント付与対象商品（以下「対象製品」という。）は、販売店で販売されるエアコン、冷蔵庫及び地上デジタル放送対応テレビのうち、以下の製品（中古品を除く。）を対象とする。

- ア 統一省エネラベル4つ星以上の製品。
- イ ア以外の製品のうち、家電購入者による省エネ性能の高い製品の選

択を促すため、アと同様の取扱いが適当と認められるとして国が認めたもの。

(3)エコポイントの付与の考え方

家電購入者が平成21年5月15日以降平成22年3月31日までの間に行う対象製品の購入に関し、対象製品の大きさ等のカテゴリーに応じて、以下を目安として一律の額として国が別に定めるエコポイントが付与される。

- ア) エアコン、冷蔵庫：購入価格の5%相当程度
- イ) 地上デジタル放送対応テレビ：購入価格の10%相当程度
- ウ) 対象製品の購入に合わせ、家電購入者が現に所有する同種の家電製品をリサイクルした場合には上記に加え当該家電製品に係るリサイクル料金相当程度

(4)指定交換商品等の選定

- ア 指定交換商品等の選定に当たり、第三者委員会を設置し、家電購入者の嗜好に応じた魅力ある商品とすることを念頭に、公正かつ透明性が確保された手続により選定を行う。
- イ 総務大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人と協議の上、アの第三者委員会の設置、運営を行う。
- ウ 指定交換商品等は、事業期間中、必要に応じ、見直しを行う。

(5)登録エコポイントの指定交換商品等への交換

- ア 指定交換商品等提供事業者との間で指定交換商品等の提供に関する契約を締結する。
- イ アの契約には、家電購入者が登録エコポイントを指定交換商品等に交換するための申請、当該申請内容の指定交換商品等提供事業者への伝達、当該伝達を受けた指定交換商品提供事業者による指定交換商品の家電購入者への送付その他の登録エコポイントの指定交換商品への交換に関する手続及びそれに伴う対価の支払いに関する事項を定めるものとする。

(6)エコポイント・システムの構築

- ア エコポイント・システムとして、市中在庫品を含む対象製品に係るエコポイントの申請・登録・管理システム及び登録エコポイントの指定交換商品等への交換システム（家電購入者及び家電販売事業者等にとって理解が容易で利便性が高く、かつ確実に効率的なものとする。ただし、パソコン・携帯等を活用するシステムにあっては、パソコン・携帯等を使用しない者も対象とするシステムを併せ持つものとする。）の設計と構築、運営を行う。

イ アのシステムに関し、本事業の開始時におけるエコポイントの申請・登録・管理システムの設計に当たっては、対象製品に係る保証書、領収書・レシート及び家電リサイクル券の排出者控え（対象製品と同種の家電製品をリサイクルした場合に限る。）を活用したシステムとするものとする。

(7)事業の周知徹底

本事業の円滑な実施のため、家電製造事業者、家電販売事業者等と協力して、以下を含む家電購入者、家電製造事業者、家電販売事業者等に対する周知徹底に係る業務を行う。

- ア) 家電製造事業者用業務実施マニュアルの企画、作成及び家電製造事業者への提供
- イ) 家電販売事業者用業務実施マニュアルの企画、作成及び家電販売事業者への提供、家電販売事業者の販売店に於ける告知物の企画、作成及び家電販売事業者への提供
- ウ) 家電購入者用告知物の企画、作成及び家電購入者への提供
- エ) 家電購入者に対するエコポイントの登録状況、指定交換商品等との交換状況等に関する情報の提供
- オ) 本事業の開始と終了等に関する告知及び周知徹底

(8)家電購入者、家電製造事業者、家電販売事業者、指定交換商品等提供事業者等との連携の確保

- ア 家電購入者、家電製造事業者、家電販売事業者、指定交換商品等提供事業者等との連絡調整を図る。
- イ 消費者コールセンターを設置して、以下の業務を実施する。
 - ア) 家電購入者等からの本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
 - イ) エコポイント付与及び指定交換商品との交換の受付と処理
 - ウ 消費者コールセンターの業務従事者による、個人情報、家電購入者の登録ポイント数等の不正操作を防止するための措置を講じる。

(9)事業のセキュリティ対策

- ア 総務大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人の指導及び監督の下で、以下の本事業に係るセキュリティ対策を講じる。
 - ア) 家電購入者、販売事業者その他の者によるエコポイントや指定交換商品等の不正取得、家電製造事業者及び販売事業者等によるエコポイントの不正操作を防止するための措置及び当該措置を講じてもなお発生した不正に係る対応措置。
 - イ) その職員が、家電購入者の個人情報を含め、業務上知り得た秘密を漏らさないための措置。
- イ 本事業にかかわる個人情報の保護に関しては、別途、総務大臣、経

済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に協議の上、個人情報保護規程を定める。

ウ 本事業の開始時に、事業に係るセキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について総務大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に書面で提出する。

エ 本事業に係るセキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は本事業に係るセキュリティ事故が発生したときは、遅滞なく総務大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に報告を行うとともに、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人の求めに応じ、これらの者が行うセキュリティ対策に関する監査を受け入れるものとする。

オ 本事業の実施に当たって提供された個人情報等を含む要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄する。

また、本事業において作成した情報についても総務大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人からの指示に応じて適切に破棄する。

カ 本事業の終了時に、本事業で実施したセキュリティ対策を報告する。

(10) エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業の履行期限

エコポイントの付与業務については、契約締結の日から平成 22 年 3 月 31 日とし、指定交換商品等との交換業務については、平成 24 年 3 月 31 日とする。

なお、平成 21 年 12 月末及び 22 年 1 月末時点において、エコポイントの累計登録数及び指定交換商品等との交換状況等についてのデータを元に総務大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に指示を仰ぐものとする。

また、上記期限にかかわらず、事業の継続の有無に関わる事態が発生した場合には、事業の継続の有無について、速やかに総務大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に指示を仰ぐものとする。

(11) 定期報告

一月に一回以上、定期的に以下の事項を総務大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に報告するものとする。

ア) 当該期間に新たに登録されたポイント数及び累計ポイント付与数
イ) ポイントが付与された対象製品の品目ごとの台数

ウ) 当該期間に新たに指定交換商品等と交換されたポイント数及び事業開始からその時点までに指定交換商品等と交換された累計のポイント数

エ) 当該期間に新たに交換された指定交換商品等の数と内容及び累計交換商品等の数と内容

オ) 当該期間に指定交換商品等提供事業者を支払われた金額及び累計支払金額

- カ) 事業の周知徹底の状況
- キ) 消費者コールセンターに寄せられた意見及び苦情等の内容
- ク) 情報セキュリティの管理状況
- ケ) 事務に要した費用及びその明細
- コ) 事業の実施を通じて抽出された課題
- サ) その他事業の実施に当たっての特記事項

(12) 事務実施体制の変更等

合併、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに総務大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するものとする。

(13) 事業終了後の精算と残金の返還

事業終了後、精算を行い、基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを基金に返還するものとする。

(14) 事業実施に関して受託事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、受託事業者の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとするができる。

(15) その他

本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(参考)

エコポイントの活用によるグリーン家電普及推進事業の概要

事業の周知徹底業務
家電購入者、家電製造事業者、家電販売事業者等への事業の周知を図り、事業が円滑に進むようにする。

① エコポイントの登録業務

事務局は、家電購入者からの登録申請を受けて、以下の場合にエコポイントを付与し、エコポイントデータ管理システムに登録する。

- 家電購入者が、家電販売事業者から対象製品を新規購入する場合
- 当該購入に合わせ、家電購入者が現に所有する同種の家電製品をリサイクルした場合

② エコポイントの指定交換商品等への交換業務

事務局は、家電購入者が指定交換商品等へ交換するために必要な業務として以下を行う。

- 指定交換商品等提供事業者との指定交換商品等の提供に関する契約、指定交換商品等商品の消費者への送付指示、指定交換商品等の対価の支払い等

セキュリティ確保業務
事業の実施にあたり、登録ポイントや指定交換商品等の詐取等の防止、個人情報情報の漏洩防止を行う。

(別添3)

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」
事務局設置運營業務に係る企画書審査の手順について

1 外部評価委員会による審査

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」に係る外部評価委員会（委員は外部有識者により構成し、非公開とする。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

2 企画書等の審査方法

(1) 『「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」事務局設置運營業務に係る企画書等審査基準及び採点表』（別添4）に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】

・ A（良い）	10点
・ B（やや良い）	7点
・ C（普通）	5点
・ D（やや悪い）	3点
・ E（悪い）	0点

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「A」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者を契約候補者とする。
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。

(別添4)

「エコポイントの活用によるグリーン家電の普及促進事業」事務局設置運営業務に係る企画書等審査基準及び採点表

委員名 _____

提案者 _____

審査項目	審査基準	配点	評価(A)	係数 (B)	A×B
1	本事業の目的及び趣旨を理解しているか、本事業の目的を円滑に達成するための提案は適切か。 (別紙様式A)	点 10		×1	点
2	提案されたエコポイント申請・登録・管理システム及び登録ポイントの指定交換商品等への交換システムが、確実かつ効率的なものであるか。(別紙様式B)	点 20		×2	点
3	登録ポイントや指定交換商品等の詐取等の防止、個人情報の漏洩防止のためのセキュリティは十分か。(別紙様式B)	点 10		×1	点
4	指定交換商品等の選定及びその交換業務の内容が適切かつ効果的であるか。(別紙様式B)	点 10		×1	点
5	家電購入者、家電製造事業者、家電販売事業者、指定交換商品等提供事業者等の間での円滑な事業実施のための連携の仕組みは適切かつ効果的か。(別紙様式B)	点 5		×0.5	点
6	家電購入者からの問い合わせやエコポイント付与及び指定交換商品との交換受付処理等に対応するための消費者コールセンターの整備は十分か。(別紙様式B)	点 10		×1	点
7	事業を円滑に進めるに当たって、提案された事業周知活動の内容が適切かつ効果的であるか。(別紙様式B)	点 10		×1	点
8	全体計画(スケジュールを含む。)は妥当か。 (別紙様式C-1、C-2)	点 10		×1	点
9	事務局の実施体制(システム関係を含めたスタッフの能力・経験、配置の的確性、複数事業者が参加する場合は、参加事業者間の役割分担・連携体制等)は妥当か。 (別紙様式D-1、D-2、D-3)	点 10		×1	点
10	ポイント管理や商品等の交換等に関する類似業務の実績及び能力を有しているか。 (別紙様式E)	点 5		×0.5	点
11	事務費は妥当か。 (提案内容に対する価格の妥当性、積算内訳の妥当性)	点 10		×1	点
合計		点 110			点

注) 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

A (良い)	10点
B (やや良い)	7点
C (普通)	5点
D (やや悪い)	3点
E (悪い)	0点